



品川区議会だより

No.236 平成25年(2013年) 2月1日 発行 品川区議会 (〒140-8715) 東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111(大代表) 5742-6810(直通)
品川区議会のホームページアドレス <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html>



本会議傍聴 (浅間台小学校・源氏前小学校・清水台小学校)

平成24年 第4回定例会 11/21～12/7

- 平成24年第4回定例会の議案 …… 1～2
- 決議 …… 7
- 請願・陳情の審査結果 …… 2
- 附帯決議 …… 8
- 意見の分かれた議案 …… 2
- 意見書 …… 8
- 議場に国旗・区旗を掲揚します …… 2
- 採択し、報告を求めた陳情について …… 8
- 区政をきく(一般質問) …… 3～7
- 本会議・委員会の日程(予定) …… 8

第4回定例会の議案

平成24年第4回定例会は、11月21日から12月7日までの17日間の会期で開催されました。区長から、「対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例」などの議案が、議員より「東京二十三区清掃協議会規約の変更に関する附帯決議」などの議案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

区長提案

- (2) 荏原西第二保育園
所在地 荏原四丁目 3番40号
施行期日 平成25年4月1日

条例(新規)

- ▼対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例
地域主権改革の推進を図るため、工場立地法が改正されたことに伴い、対象区域における特定工場の敷地面積に対する緑地の面積および環境施設の面積の割合等を定める。
施行期日 公布の日

条例(一部改正)

- ▼区立保育所条例
一葉つばみ保育園の位置を変更するほか、荏原西第二保育園を設置する。
〔現行〕二葉一丁目 3番24号
〔改正後〕二葉一丁目 3番24号

- ▼区立保育所条例
一葉つばみ保育園の位置を変更するほか、荏原西第二保育園を設置する。
〔現行〕二葉一丁目 3番24号
〔改正後〕二葉一丁目 3番24号

- ▼区立区民住宅条例
パレスガルの借上期間が満了することから、公の施設としての位置付けを廃止する。
施行期日 平成24年12月1日
- ▼手数料条例
低炭素建築物新築等計画の認定申請等に対する審査手数料を新設する。
〔低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る審査手数料の額〕

- 〔現行〕1品目につき 1千900円を限度として品目別に定める額
- 〔改正後〕1品目につき 2千400円を限度として品目別に定める額
- (2) 事業系一般廃棄物または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の廃棄物処理手数料
〔現行〕1キログラムにつき 32円50銭
- 〔改正後〕1キログラムにつき 36円50銭

- ▼地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
目黒駅前地区地区整備計画および西品川一丁目地区地区整備計画が決定された区域内における建築物の用途、容積率等について制限を定める。
施行期日 公布の日
- ▼廃棄物の処理および再利用に関する条例
地域主権改革の推進を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、区が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるほか、廃棄物処理手数料の額を改定する。
〔廃棄物処理手数料の額〕

- (1) 粗大ごみの廃棄物処理手数料
〔現行〕1品目につき 1千900円を限度として品目別に定める額
- 〔改正後〕1品目につき 2千400円を限度として品目別に定める額
- (2) 事業系一般廃棄物または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の廃棄物処理手数料
〔現行〕1キログラムにつき 32円50銭
- 〔改正後〕1キログラムにつき 36円50銭